

総合口座取引規定

1. 総合口座取引

当金庫の総合口座取引（以下「この取引」といいます。）は次の取引により構成されています。

- ① 普通預金
- ② 新型定期預金（以下「マイハーベスト」といいます。）
- ③ 自由金利型定期預金（以下「大口定期」といいます。）
- ④ 自由金利型定期預金（M型）（以下「スーパー定期」といいます。）
- ⑤ 前②のマイハーベスト、前③の大口定期、前④のスーパー定期を担保とする当座貸越

2. 取引内容、残高通知

預金者の取引内容、残高の明細については、通帳に組み込まれている普通預金通帳および定期預金通帳によります。

3. 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (2) 通帳または印章を失ったときの普通預金、マイハーベスト、大口定期、スーパー定期（以下「定期預金」といいます。）の払戻し、解約、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間を置き、また保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。
- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または、到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

4. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

5. 印鑑照合等

払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を、かねてお届けの印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故がありましても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

6. 取扱店の範囲

- (1) 普通預金の預入れまたは払戻しは、取引店のほかに当金庫国内本支店のどこの店舗でもお取り扱いできます。
- (2) 定期預金の預入れまたは継続は、取引店でのみ取扱います。定期預金の払戻しは、原則として取引店で取扱います。

7. 証券類の受入れ

- (1) 普通預金または定期預金の預入れには、現金のほか手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地は預金者があらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要のあるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 手形・小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず所定の金額欄記載の金額により取扱います。
- (5) 証券類の取立てのため、とくに費用を要するときは、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

8. 振込金の受入れ

- (1) 普通預金または定期預金の預入れには、為替による振込金を受入れます。
- (2) 普通預金または定期預金の預入れのための振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

9. 受入証券類の決済、不渡り

- (1) 証券類は受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる普通預金・定期預金の払戻し、解約はできません。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、普通預金への入金、定期預金の預入れ取引は成立しません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳、定期預金元帳から引落とし、その証券類は取引店で返却します。
- (3) 前項の場合、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

10. 定期預金の自動継続

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。
- (2) 継続区分として次の3通りを指定できます。

- ① 元利継続
 - ② 元金継続
 - ③ 振替入金（自動解約）
- (3) 継続された預金についても前項と同様とします。

11. 預金の払戻し等

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。
- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払をするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払をする場合に、その総額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

12. 当座貸越

- (1) 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払の請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払します。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金元金合計額の90%または200万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) この取引の定期預金には、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。なお、定期預金が数口ある場合には、適用する貸越利率の低い順序、貸越利率が同一のものがある場合には預入日の早い順序にしたがい担保とします。
- (4) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、貸越利率の高い順にその返済にあてます。
- (5) 貸越金の担保となっている定期預金について満期支払い、解約、書替継続（以下「満期支払い等」といいます。）があった場合には、その満期支払い等の金額を除外して、前第2項に規定する極度額を算定しなおし、前第3項と同様の方法により貸越金の担保とします。
- (6) 前第5項の場合、貸越金が増極度額を超えることとなるときは、直ちに新極度額を超える金額を支払ってください。
- (7) 前第1項による当座貸越を中止する場合には、取引店へ申し出てください。

13. 預金利息、貸越金利息等

- (1) この口座の普通預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当

金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。
- (3) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合、貸越利率は、当金庫所定の利率とします。(利息の計算は年365日の日割計算で行います。)
- ② 前①の組入れにより極度額を超える場合には、当金庫からの請求がありしだい、直ちに極度額を超える金額を支払ってください。
- ③ この取引における定期預金の全額の満期支払い等により、定期預金の残高が零になり、普通預金に入金された場合には、前①にかかわらず同時に貸越金の利息を普通預金から引き落とします。なお、定期預金の全額の満期支払い等があり、定期預金の残高が零になり、普通預金以外に入金された場合、および定期預金の一部について満期支払い等がある場合でも貸越元利金の額が残存する定期預金の額を上回る場合は前①にかかわらず、貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (4) この取引における普通預金、定期預金、当座貸越の各利率は金融情勢等の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
- (5) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%（年365日日割計算）とします。

14. 即時支払

- (1) 次の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを当金庫に支払ってください。
 - ① 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ② 貸越金の担保となっている定期預金について（仮）差押の命令、通知が発送されたとき
 - ③ 相続の開始があったとき
 - ④ 極度額を越えたまま6カ月を経過したとき
 - ⑤ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき
 - ⑥ 第16条第2項、第3項により、当金庫がこの取引を終了するとき。
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを当金庫に支払ってください。
 - ① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

15. 取引の制限等

- (1) 当金庫は、職業、事業内容、取引目的、国籍、在留資格、在留期間等の預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を

求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

16. 解約等

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、定期預金の残高があるときは別途定期預金通帳を発行します。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約し、この取引を終了することができるものとします。この預金口座を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第18条第1項に違反した場合
 - ③ 当金庫が別途定める取引時確認手続において確認した事項および前条第1項に定める各種確認や提出された資料に偽りがある場合
 - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為および犯罪行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この預金口座を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害金を支払ってください。

 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他AからDに準ずる行為
- (4) この取引の定期預金の残高が零となった場合に、この取引が、当金庫が別途表示する一定の期間お客さまによる利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの取引を停止することができるものとします。
- (5) 本条第2項、第3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの取引が停止されその解除を求める場合には、通帳と届出の印章を持参のうえ、取引店に申出て下さい。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (6) 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止し、または貸越取引を解約できるものとします。

17. 差引計算

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次の通り取扱うことができるものとします。
- ① この取引の定期預金については、事前の通知および所定の手続を省略して、この取引の定期預金を満期支払いし、または解約のうえ、その満期金または取得金をもって債務の弁済にあてるなど、貸越元利金とこの定期預金とを、その満期日の前でも差引計算ができるものとします。

- ② 前号により差引計算をしても、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算をする場合、債権債務の利息および損害金の計算についてはその期間は計算実行の日までとします。

18. 譲渡、質入れの禁止

- (1) 普通預金、定期預金、この取引契約上の地位その他この取引に基づくいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

19. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この定期預金が第12条第3項により貸越金の担保となっている場合および預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。また、普通預金も同様に相殺することができるものとします。
- (2) 前項により相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出の印章により押印して、直ちに当金庫に提出してください。ただし、相殺により貸越金が第12条第5項に準じて算定する新極度額を超えることとなるときは、新極度額を超える金額を優先して貸越金に充當することとします。
 - ② 前①の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 前①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

- (4) 前第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

20. 休眠預金等活用法に係る異動事由

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
 - ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- (5) 預金者等からの残高の確認があったこと（当金庫が残高の確認を把握できる場合に限りします。）
- (6) 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当金庫が契約内容または顧客情報の変更を把握できる場合に限りします。）
- (7) 預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと（当金庫が情報の受領を把握できる場合に限りします。）
 - ① 当金庫名称およびこの預金を取扱う店舗の名称
 - ② この預金の種別
 - ③ 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
 - ④ この預金の名義人の氏名または名称
 - ⑤ この預金の元本の額
- (8) 総合口座取引規定にもとづく預金については、同じ総合口座取引規定にもとづく他の預金（休眠預金等活用法の対象外であるマル優預金を含みます。）に前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

21. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ① 第 20 条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第 1 項第 2 号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと
当該支払停止が解除された日
 - ③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと
当該手続が終了した日
 - ④ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、同じ総合口座取引規定にもとづく他の預金（休眠預金等活用法の対象外であるマル優預金を含みます。）に前各号に掲げる事由が生じたこと
他の預金に係る最終異動日等

22. 休眠預金等代替金に関する取扱い

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

23. 規定等の準用

この規定に定めのない事項については、当金庫の他の約款・規定等により取扱います。

24. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上